

津波緊急一時避難場所

(ビル・高台)の確認を！

南海トラフ巨大地震が発生した場合、津波により市内の大部分が浸水することが想定されています。市民の皆様一人ひとりが、津波緊急一時避難場所への迅速かつ主体的な避難行動をとるために、避難場所・経路などのご確認をお願いします。

津波緊急一時避難場所

(平成25年10月11日現在)

【小松島地域】

- ・小松島小学校
- ・ハーブメゾン晴美
- ・キョーエイ小松島店

屋上駐車場

- ・ルピア屋上駐車場
- ・小松島みなと合同庁舎

【南小松島地域】

- ・南小松島小学校
- ・小松島中学校
- ・市総合福祉センター
- ・(有)ファーストインK・

K1・K2・K3

- ・小松島高等学校
- ・中央会館
- ・勤労青少年ホーム
- ・ちゅうハイツ
- ・協友ビル

ファーストインK5

・コーポV

・宮城マンション

・ラ・ヴィータ

・N T T小松島電話交換所

・金磯南雨水ポンプ場

【北小松島地域】

- ・北小松島小学校
- ・生涯学習センター

市立図書館

・小松島市総合

コミュニティセンター

・ハイランドマンション

多田1・2・3

- ・みなと高等学園
- ・市営住宅日峰団地1〜5
- ・メゾン朝日
- ・日峯ドライブウェイ
- ・長楽苑温泉駐車場

個人住民税に係る特別徴収義務者を指定

平成20年度より徳島県と県内全市町村が連携し、個人住民税の特別徴収（給与天引き）実施への取り組みを行っています。そこで、平成24年度以降特別徴収を実施されていない事業所のうち、従業員が一定規模以上の事業所から順次、特別徴収義務者に指定のうえ特別徴収を実施していただいています。

●対象となる事業所

開始年度	指定対象となる従業員の規模
平成26年度	20名以上
平成27年度	10名以上(予定)

- ※対象となる事業所には、特別徴収義務者の指定についての予告通知を順次送付しています。
- ※普通徴収を希望された場合であっても、特別徴収すべき法定要件に従業員が該当している場合は、特別徴収をお願いすることとなります。

●法定要件に該当する従業員

前年中に所得があって住民税が課税される方で、特別徴収義務者から4月1日現在、給与の支払いを受けている（退職者等は除く）方です。

●特別徴収の内容

事業所（給与支払者）が特別徴収義務者となり、従業員に課税された個人住民税（市・県民税）を毎月の給与から源泉徴収し、各市町村へ納付していただく方法です。

毎月納付していただく税額は、各市町村が計算をして通知いたしますので、所得税のように事業所が税額計算を行う必要はありません。

特別徴収義務者の指定理由

地方税法ならびに本市条例の規定により、原則として所得税の源泉徴収義務のある事業所（給与支払者）は、すべて特別徴収義務者として従業員の個人住民税（市・県民税）を特別徴収するものと定められています。

【お問い合わせ先】 市税務課市民税担当 TEL 32・3821 / FAX 33・3401